

大津市図書館協議会委員公募要領

1. 目的

大津市図書館協議会委員（以下「委員」という。）を任命するにあたり、広く市民の意見を図書館行政に反映させるため、委員の一部を公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2. 募集人数 1人

3. 応募資格 応募資格は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。なお、第1号から第3号までに規定する要件は、委員に委嘱しようとする日又は依頼する日を基準とする。

- (1) 満18歳以上であること。
- (2) 本市に住所、勤務先又は通学先を有すること。
- (3) 国又は地方公共団体の職員又は議会の議員でないこと。
- (4) 応募日現在において、本市の他の附属機関等の委員でないこと。
- (5) その他、教育長が必要と認める事項

4. 委員の任期 令和8年8月23日から2年間

5. 委員の職務内容等

委員は、大津市図書館協議会（以下「会議」という。）に出席し、本市の図書館の運営に関する必要な事項について審議を行う。

- (1) 会議は、この公募により選ばれた委員と学校教育、社会教育の関係者、家庭教育に関する活動を行う者、並びに学識経験者で構成する。なお、委員の人数は、10人以内とする。
- (2) 会議に出席した場合、本市が規定する報酬を支給する。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負うものとする。

6. 応募方法

(1) 応募期間 令和8年6月2日（火）から令和8年6月16日（火）（当日必着）まで

(2) 応募書類

大津市図書館協議会委員応募書及び意見書（テーマに基づく意見や提案等を800字以内にまとめたもの。書式は自由とする。）なお、応募にかかる書類は返還しないものとする。

(3) 応募先 〒520-0047 大津市浜大津二丁目1番3号 大津市立図書館

(4) 応募手段 応募は、次に掲げる手段によるものとする。

- ① 郵便
- ② 大津市立図書館へ直接提出

7. 委員の選考方法

大津市図書館協議会委員選考委員会において書類審査により行う。

8. 選考結果

選考結果については、速やかに応募者全員に通知するものとする。

募集期間内の応募が募集人数に満たなかったとき、又は前項の規定による選考の結果、該当者が募集人数に満たなかったときは、公募によらず委員を選任することができる。

9. 選考委員会

選考委員会は、5人程度の委員で構成し、教育部長が委員長となる。